平成２２年（再イ）第５６７号
札幌市南区南沢４条４丁目14番18号
再生債務者　船場　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第５９４号
札幌市東区伏古14条４丁目５番10号　イーストウィング101号
再生債務者　吉田　尚人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４５号
北海道帯広市豊西町384番地２
再生債務者　長屋　壯重
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第５１号
北海道帯広市東５条南14丁目１番25号　クラックスガーデンM323号　住民票上の住所　釧路市春採４丁目28番９号　コスモス201
再生債務者　堀田　　信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第２２号
岩手県花巻市桜台１丁目14番３号
再生債務者　瀬川　　東
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（再イ）第９号
秋田県横手市三本柳字街道上126番地７
再生債務者　阿部　勇雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日　秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（再イ）第６７号
神奈川県厚木市緑ヶ丘１丁目６番８号　おおぞらビル202
再生債務者　平川　雄二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２２年（再イ）第１４６号
兵庫県尼崎市食満３丁目９番28号
再生債務者　秋山　　丈
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再イ）第４６号
徳島県徳島市中吉野町４丁目34番地の２
再生債務者　木内　光夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日　　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第４７号
徳島市南田宮４丁目４―44
再生債務者　藤井　拓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日　　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第４２号
香川県木田郡三木町大字氷上1549番地14
再生債務者　山下　卓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再イ）第７号
愛媛県今治市大西町九王甲1871番地
再生債務者　御手洗由香里
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年１月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月18日　松山地方裁判所今治支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構茨城地域支社公告第３号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定に基づき、竜ヶ崎・牛久都市計画事業東下根特定土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。
平成 23 年１月 31 日
独立行政法人都市再生機構茨城地域支社
地域支社長　水野　政之
記
1　縦覧開始の日
平成23年２月１日（縦覧期間２週間）
2　縦覧場所
茨城県牛久市ひたち野西３―37―５
独立行政法人都市再生機構茨城地域支社
ひたち野・常総開発事務所
3　縦覧時間
午前９時15分から午後５時40分まで

高速道路「一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社第２号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。
平成 23 年１月 31 日
中日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　金子　剛一
記
工事の区間　旧）①高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
②海老名市門沢橋から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市金田まで
④厚木市金田から厚木市山際まで
⑤八王子市裏高尾町からあきる野市牛沼まで
新）①高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
②海老名市門沢橋から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市金田まで
④厚木市金田から厚木市山際まで
⑤八王子市裏高尾町からあきる野市牛沼まで
工事区間変更日　平成23年２月１日